



平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

大和郡山市 広報

つながり

お知らせ版

6/15
2015

平成 27 年 6 月 15 日号 No.1096

編集・発行 大和郡山市 総務部 企画政策課

大和郡山市役所 〒 639-1198 北郡山町 248-4

☎ 53-1151 (代) FAX 53-1049 (代)

<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

住宅の「地震対策」してますか？

市では、既存木造住宅の耐震診断や改修工事の補助金交付を行います。

大切な我が家を守るため、
耐震について考えてみませんか？

募集
1

既存木造住宅 無料耐震診断 (一般診断法)

対象となる住宅＝昭和 56 年以前に、在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法のいずれかで建築された、延べ床面積 250㎡以下で、2 階以下（地階を除く）の木造住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅・店舗兼用住宅）

※改修工事を行うには、別途精密診断が必要になります

補助対象＝原則、上記対象建築物を所有する人

募集数＝10 戸（申込先着順）

詳細・申込・問合せ＝

7 月 1 日（水）～平成 28 年 1 月 29 日（金）（土・日曜、祝日を除く）の 9 時～17 時に、必要書類と印鑑を持って、入札検査課 施設整備室（市役所 3 階 308 番窓口・内線 647）へ。

※必要書類等の詳細は、お問い合わせください。

※予定戸数になり次第、締め切ります。

募集
2

既存木造住宅 耐震改修工事 補助金

対象となる住宅＝次の全てに該当する市内の住宅で、耐震診断をし、耐震改修工事を行うもの

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、現に住宅の用に供している、3 階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅（店舗部分床面積がのべ床面の 2 分の 1 未満の店舗等の用途を兼ねるものも含む）
- ・現行の耐震基準に適合しない、在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法による住宅か木造と他の構造の立面的な混構造の住宅

募集数＝数件予定（申込先着順）

補助対象＝耐震改修工事を行う住宅の所有者で、市税を滞納していない人（共有の住宅は、全員の合意による代表者）

工事期間＝補助金の交付決定日以降に着手～平成 28 年 2 月末日までに完了

補助金の額＝耐震改修工事の工事費用の 3 分の 1（補助限度額は、30 万円）

こちらでもご利用ください／

住宅相談窓口（無料相談）

相談日時＝毎月第 3 水曜 13 時 30 分～
（6 月・平成 28 年 3 月を除く）

相談場所＝市役所内 会議室

取り扱う相談内容＝

- ①住まいの新築・改築・リフォーム等の基礎的な相談
- ②耐震診断・耐震改修に関する基礎的な相談
- ③住まいのバリアフリーに関する相談
- ④その他の住まいに関する法律や制度・設備の相談
- ⑤その他、この相談窓口の趣旨に添った相談

※紛争・訴訟等に係わる相談や現地での調査を必要とする相談、その他趣旨と異なる相談などは、取り扱いません。

住宅等の耐震化やバリアフリー対策の推進、悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止のために、相談窓口を開設します。

対象＝市内に居住する人か、市内に土地か家屋を有する人

申込＝開催月の第 1 水曜～第 2 水曜の 9 時～17 時（土・日曜、祝日を除く）に、相談申込書・相談カードを、入札検査課 施設整備室（308 番窓口）へ提出
※申込書は、入札検査課 施設整備室窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

募集数＝毎月 5 件（応募多数の場合は公開抽選）

※相談は 1 件 30 分程度、時間は抽選で決定

問合せ＝入札検査課 施設整備室（内線 646・647）

